

那覇市役所本庁舎広告付き A E D 設置事業 仕様書

那覇市役所本庁舎にて、広告付きの A E D (自動体外式除細動器) を設置することにより、本市の財政的な負担軽減を図るとともに A E D の安定的な運用を行うことを目的とし、広告付き A E D の設置導入及び運用を行う事業者を募集します。

本仕様書は、本市が提案事業者に要求する本事業の標準的な基準をまとめたものです。

1 募集概要

- (1) 履行場所：那覇市役所本庁舎内（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
1 階、2 階、3 階、5 階、9 階、11 階
- (2) 事業期間：令和 8 年 9 月 1 日から令和 16 年 8 月 31 日（8 年間）

※ 事業終了時期(令和 16 年 8 月 31 日)には、次期事業者が次期開始期間までに機器を設置し事業の開始ができるよう協力をすること。

2 費用負担

- (1) 本事業に係る費用は、事業者が民間企業等から広告主を募集し、広告ポスター（以下、ポスター）を掲載することで得られる収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しない。
- (2) ポスター用の掲示板（以下、掲示板）に係る費用は、事業者が負担するものとする。
- (3) 掲示板の設置に係る行政財産の使用許可及び使用料
 - ア 事業者が、掲示板を設置するときは、本市へ行政財産目的外使用許可の申請を行うこと。
 - イ 掲示板設置にかかる行政財産目的外使用料は、本市が指定する方法により、本市が定める期日までに納付すること。

3 A E D の規格、設置台数等

- (1) A E D の規格
 - ア 医療用具（除細動器）として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号)の承認を得ていること。
 - イ 出力波形は二相性波形であること。
 - ウ 最新の日本版救急蘇生ガイドラインに対応する機器であること。

- エ 未就学児と成人の両方に対応可能な機器であること。
- オ 防塵、防水性を示すIP規格が55以上であること。
- カ 耐用年数は8年以上であること。
- キ AEDをリモート監視システムにて管理ができること。

(2) AED一式

AED一式の構成	AED一式の製造・提供元
AED本体（1台）	日本光電工業株式会社 AED-3200シリーズ カルジオライフ ※同等品以上可。ただし、承認を得ること。
電極パッド×1組 （小児・成人兼用）	
バッテリーパック（1個）	
キャリングバッグ（1個）	
救急セット（タオル・ハサミ・ 剃刀・手袋・三角巾※）（1セ ット）	
リモート監視システム （一括集中監視システム）	

※AEDを貼付する上半身などを覆い隠すため。

(3) 設置階及び台数

設置階	台数
1階	1台
2階	1台
3階	1台
5階	1台
9階	1台
11階	1台
合計	6台

4 AEDの維持管理等

(1) AEDの納入

- ア 令和8年8月31日までに3(3)の場所へ3(2)のAED一式を納入すること。納入時には使用説明及び取扱い説明を行うこと。
- イ 機器の納入に係る費用（購入費、輸送費等）については、事業者の負担とし、使用可能な状態に設定して納入すること。
- ウ アの納入時、既に設置されていたAED一式については事業者で引き取り、処分を行うこと。
- エ 納入したAEDの所有権は事業者に帰属する。

(2) メンテナンス

- ア 定期交換用消耗品一式（電極パッド、本体用バッテリー等）を交換時期に無償で供給する。
 - イ 予備の電極パッドをAED 1機につき1つ用意し、AEDを使用した場合はその都度補充を行うこと。
 - ウ 設置期間中は品質及び機能を保証し、機器の故障や不具合等がある場合は、速やかに修繕もしくは代替品の交換対応を行うこと。また、本市に過失がない場合は無償対応とする。
 - エ 事業者はAEDに異常が生じた場合、速やかに本市担当者へ連絡すること。
- (3) 協定満了後の各機器の撤去及び原状回復は事業者の責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、事業者の負担とする。
- (4) その他維持管理やリスク管理に関すること
- ア AEDの維持管理、定期点検や迅速な消耗品交換、故障対応等における独自の工夫や実施体制について示すこと。
 - イ 広告収入の変動リスクや、災害時及びシステム障害時のAEDの機能維持に対する考え方を示し、不測の事態が生じた際の本事業継続のための対応策を示すこと。

5 広告の管理及び審査について

- (1) 広告主の募集、広告の作成、掲示等は事業者が行うこと。
- (2) 広告主の選定及び広告内容等については、別紙の那覇市本庁舎有料広告審査要領を遵守することとし、同要領に違反することが判明した広告について、内容の修正、あるいは掲載中止に事業者は応じること。
- (3) 掲示板の設置場所及び大きさについては本市と協議の上で決定するものとし、掲示板の設置数については、原則AED 1機につき1箇所以内とする。
- (4) 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求又は苦情がなされた場合、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わないものとする。
- (5) その他掲示する民間広告の内容に対する苦情、その他広告内容に係る対応は、事業者が誠意ある対応をし、速やかな解決に努めること。
- (6) 掲示板には、本事業の趣旨であるAED設置目的のための掲載であることを示すクレジット等を掲載すること。

6 秘密の保持

事業者は、業務の実施にあたり、業務上知りえた情報機密事項について、協定期間のみならず、その後においても第三者に漏らしてはならない。

7 協議

この仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、本市と事業者が協議の上定める。